

解答例

(1) 【税法系演習】

1 租税法律主義について

(1) 租税法律主義とは、法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはない、という原則であり、憲法84条を根拠とするものである。その現代社会における機能は、国民の経済生活に法的安定性と予測可能性とを与えることにある。

(2) 租税法律主義の内容は、課税要件法定主義、課税要件明確主義、合法性の原則である。課税要件法定主義とは、課税要件と租税の賦課・徴収の手続は国民代表機関の定める法律によって定めなければならないという原則である。課税要件明確主義とは、法律又は政令等において課税要件及び租税の賦課・徴収の手続に関する定めをなす場合に、その定めはなるべく一義的で明確でなければならないという原則である。合法性の原則とは、課税要件が充足されている限り、租税行政庁には租税の減免の自由はなく、また租税を徴収しない自由もなく、法律で定められたとおりの税額を徴収しなければならないという原則である。

2 租税公平主義とは、立法において税負担が国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならない、法の執行において納税者は平等に扱われなければならないという原則であり、憲法14条を根拠とするものである。

3 租税法律主義と租税公平主義の両原則は相反の関係にあるといわれる。具体的には、租税回避行為が行われた場合に、租税公平主義の見地からは、他の納税者との不平等を正すために、否認規定がなくても課税すべきということになる。しかし、租税法律主義の見地からは、法律上の根拠なく課税することは許されない。このように両原則は対立するといわれる。しかし、税負担の公平は立法において考慮されるべきであり、ひとたび立法がなされたなら、その解釈適用においては租税法律主義の下で厳格な解釈適用がなされるべきである。また、租税法律主義は、法がすべての納税者に平等に適用されることを前提に成り立つものである。かく解するなら、この両原則は、相反するものではなく、むしろ相互に補完する関係となる。